

広島県告示第六百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和八年五月二十五日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
クレール心療クリニック	三原市城町一丁目八番一号 三原駅前ビル二階	令和八年三月三十一日
みなかわ歯科	三原市城町二丁目一三番一号	令和八年四月一日
カナデビア健康保険組合 島総合病院（医科）	尾道市因島土生町二五六一番地	令和八年三月三十一日
カナデビア健康保険組合 島総合病院（歯科）	尾道市因島土生町二五六一番地	令和八年三月三十一日
医療法人社団友愛会 マ歯科	尾道市向島町五四二〇番地一	令和八年三月八日
クルーズ薬局 天満町店	尾道市天満町一六番一四号七	令和八年三月三十一日
こさこ皮ふ科クリニック	三次市十日市東四丁目一番三〇号	令和八年三月三十一日
小山医院	庄原市高野町新市七二一番地	令和八年三月三十一日
訪問看護ステーションやまと	大竹市元町一丁目一番五号	令和八年三月三十一日
なかた内科医院	東広島市八本松南五丁目九番一四号	令和八年三月三十一日
西条すこやか内科	東広島市西条町助実一一七二番地三階	令和八年三月三十一日
康仁薬局	東広島市黒瀬町檜原六四六番地四	令和八年三月三十一日
さんくす薬局	東広島市西条町御菌宇四二八四番地一	令和八年三月三十一日
さんくす薬局 高屋店	東広島市高屋町杵原一八二六番地一	令和八年三月三十一日

くるみ薬局 黒瀬店	東広島市黒瀬町兼広一三九番地一	令和八年三月三十一日
さんくす薬局 田口店	東広島市西条町田口二七二一番地二	令和八年三月三十一日
さんくす薬局 寺家駅前	東広島市寺家駅前一四番一七号	令和八年三月三十一日
康仁薬局 廿日市中央店	廿日市市下平良一丁目三番三六号	令和八年三月三十一日
康仁薬局 宮内串戸店	廿日市市串戸四丁目一四番一四号	令和八年三月三十一日
きく歯科医院	安芸郡府中町本町四丁目一二番一四号	令和八年三月三十一日
康仁薬局 府中店	安芸郡府中町本町五丁目五番一号	令和八年三月三十一日
海田心療内科メンタルクリニック	安芸郡海田町新町一一番二〇号	令和八年三月三十一日
奥村歯科医院	安芸郡海田町稲葉一一番一〇号	令和八年三月三十一日
康仁薬局 海田店	安芸郡海田町窪町二番一四号	令和八年三月三十一日
くるみ薬局 海田店	安芸郡海田町窪町一一番二三号	令和八年三月三十一日
クルーズ薬局	安芸郡海田町西浜四番二二号二	令和八年三月三十一日
MBフレンド歯科	安芸郡熊野町出来庭二丁目一二番一号	令和八年三月三十一日
康仁薬局 熊野店	安芸郡熊野町出来庭三丁目三番二四号	令和八年三月三十一日